



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社クエスト
代表者名 代表取締役社長 佐藤 和朗
(コード番号：2332 東証 JQ S)
問合せ先 取締役 山越 千秋
(電話番号：03-3453-1181)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日に施行された改正会社法を踏まえ、監査等委員会設置会社に移行すること及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 52 回定時株主総会の承認を経て正式決定する予定です。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社に移行後の役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

監査等委員である取締役に対して取締役会の議決権を付与することで、取締役会における監督機能を一層強化するとともに、経営判断の透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るものです。

(2) 移行予定日

平成 28 年 6 月 21 日に開催予定の第 52 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会と監査等委員に係る規定の追加や、監査役会と監査役に係る規定の削除等、所定の変更を行うものです。
- ② 改正会社法により責任限定契約の締結範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役にについては責任限定契約を締結できるように規定を変更するものです。
- ③ 当社の主たる事業及び情報産業業界の変遷に併せて目的を見直すものです。
- ④ 上記のほか、現行定款を一部見直し、語句の追加、修正を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更予定日

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 28 年 6 月 21 日 (火)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 21 日 (火)

以 上

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>コンピュータ及びこれに関連する電子機器並びに通信機器の販売及びこれらに附帯する利用技術の開発及び販売</u> 2. <u>前号の利用技術に関するコンサルティング及び教育</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守、運用及び管理</u> (2) <u>経営並びに情報システムに関するコンサルティング及び技術指導・研修</u>
<ol style="list-style-type: none"> 3. <u>コンピュータによる情報処理の受託及びサービス業務</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (3) <u>情報技術を用いたアウトソーシングサービスその他の各種サービス</u>
<ol style="list-style-type: none"> 4. <u>コンピュータ施設の運用及び管理の受託業務</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (4) <u>情報システムに関する製品・サービスの販売、使用許諾、賃貸・リース及び輸出入</u>
<ol style="list-style-type: none"> 5. <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく労働者派遣事業</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (5) <u>労働者派遣事業</u>
<ol style="list-style-type: none"> 6. <u>世界各国とコンピュータ技術の業務提携及び輸出入業務</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (6) <u>電気通信事業</u>
<ol style="list-style-type: none"> 7. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (7) <u>前各号に関連又は附帯する一切の事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
<ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会
<ol style="list-style-type: none"> (2) <u>監査役</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (削除)
<ol style="list-style-type: none"> (3) <u>監査役会</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (2) <u>監査等委員会</u>
<ol style="list-style-type: none"> (4) <u>会計監査人</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)
(単元未満株式を有する株主の権利)	(単元未満株式を有する株主の権利)
第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行使することができない。	第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行使することができない。
<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
<ol style="list-style-type: none"> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>
<ol style="list-style-type: none"> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
<ol style="list-style-type: none"> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u>
第9条～第10条 (条文省略)	第9条～第10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。	第11条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
<ol style="list-style-type: none"> ② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u>
<ol style="list-style-type: none"> ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿等への記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。 	<ol style="list-style-type: none"> 3. <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿等への記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u>
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第12条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料については、法令 <u>または</u> 本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。	第12条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料については、法令 <u>又は</u> 本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。
(基準日)	(基準日)
第13条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	第13条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
<ol style="list-style-type: none"> ② 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. <u>前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。但し、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 (新設)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>④ 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>⑤ 補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。但し、<u>取締役会長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>② 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>② 取締役社長は会社を代表し、業務を統轄する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第24条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p><u>第25条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p><u>第26条</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p><u>第27条</u> 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。<u>取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>2. 取締役社長は会社を代表し、業務を統轄する。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役) 第28条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(任 期) 第29条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集) 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を、監査等委員会の決議をもって選定することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第33条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(任 期) 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>	<p>(任 期) 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、第52回定時株主総会終結前の行為に関して、 <u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であつた者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2.</u> <u>第52回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であつた者を含む。）の行為に関して、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。</u></p>